

科学技術基本法等の一部を改正する法律案要綱

第一 科学技術基本法の一部改正

一 題名（題名関係）

法律の題名を「科学技術・イノベーション基本法」とすること。

二 目的規定の改正（第一条関係）

「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）を「科学技術・イノベーション創出」とすること。

三 定義規定の新設（新第二条関係）

1 「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいうものとする。

2 「科学技術・イノベーション創出の振興」とは、科学技術の振興及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の振興をいうものとする。

3 「研究者等」とは、研究者及び技術者（研究開発の補助を行う人材を含む。）並びに研究開発又はそ

の成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者をいうものとする。

4 その他所要の定義規定を整備すること。

四 科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針（新第三条関係）

1 「科学技術の振興に関する方針」を「科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針」（以下「振興方針」という。）とすること。

2 科学技術・イノベーション創出の振興は、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の創造性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない旨を加えること。

3 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、広範な分野における各分野の特性を踏まえた均衡のとれた研究開発能力の涵養^{かん}、学際的又は総合的な研究開発の推進、学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進並びに国の試験研究機関、研究開発法人、大学等、民間事業者その他の関係者の国内外にわたる有機的な連携について配慮されなければならない旨を加えること。

4 科学技術の振興は、科学技術がイノベーションの創出に寄与するという意義のみならず学術的価値の

創出に寄与するという意義その他の多様な意義を持つことに留意するとともに、研究開発において公正性を確保する必要があることに留意して行われなければならない旨を加えること。

5 イノベーションの創出の振興は、科学技術の振興によってもたらされる研究開発の成果がイノベーションの創出に最大限つながるよう、科学技術の振興との有機的な連携を図りつつ、行われなければならない旨を加えること。

6 科学技術・イノベーション創出の振興は、全ての国民が科学技術及びイノベーションの創出の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない旨を加えること。

7 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、あらゆる分野の科学技術に関する知見を総合的に活用して、次に掲げる課題その他の社会の諸課題への的確な対応が図られるよう留意されなければならない旨を加えること。

イ 少子高齢化、人口の減少、国境を越えた社会経済活動の進展への対応その他の我が国が直面する課題

ロ 食料問題、エネルギーの利用の制約、地球温暖化問題その他の人類共通の課題

ハ 科学技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における新たな課題

五 責務規定の追加

1 研究開発法人及び大学等は、その活動が科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進に資するものであることに鑑み、振興方針にのっとり、科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応しつつ、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努めるものとする旨を加えること。

(新第六条第一項関係)

2 研究開発法人及び大学等は、その活動において研究者等及び研究開発に係る支援を行う人材の果たす役割の重要性に鑑み、これらの者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、これらの者の適切な処遇の確保及び研究施設等の整備に努めるものとする旨を加えること。

(新第六条第二項関係)

3 民間事業者は、振興方針にのっとり、その事業活動に関し、研究開発法人及び大学等と積極的に連携し、研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出に努めるものとする旨を加えること。

(新第七条第一項関係)

4 民間事業者は、研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出において研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の果たす役割の重要性に鑑み、これらの者の活用に努めるとともに、これらの者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、これらの者の適切な処遇の確保に努めるものとする旨を加えること。
(新第七条第二項関係)

六 科学技術・イノベーション基本計画（新第十二条関係）

1 「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」とすること。

2 科学技術・イノベーション基本計画に定めるべき事項として、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材等の確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策並びに研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進を図るための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を加えること。

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正等

一 定義（第二条関係）

- 1 「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」を「科学技術」とすること。
- 2 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいうものとする。
- 3 この法律において「科学技術・イノベーション創出の活性化」とは、科学技術の活性化及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の活性化をいうものとする。
- 4 この法律において「中小企業者」とは、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を含むものとする。
- 5 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるものをいうものとする。
- 6 この法律において「指定補助金等」とは、内閣総理大臣、経済産業大臣及び各省各庁の長、国等である独立行政法人の主務大臣及び国等である特別の法律によつて設立された法人の主務大臣が、第三十四

条の十一第一項の指針における同条第二項第一号に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等をいうものとする。

二 研究開発法人による出資等の業務（第三十四条の六第一項第三号、別表第三及び個別法関係）

研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、第三十四条の六第一項各号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる研究開発法人として別表第三に掲げるものに五つの法人（※1）を追加するとともに、これらの法人の個別法について所要の改正を行うこととし、あわせて同項第三号に掲げる者が次に掲げる活動を実施できることを明記すること。

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあつせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

※1 (国研) 防災科学技術研究所、(国研) 宇宙航空研究開発機構、(国研) 海洋研究開発機構、(国研) 日本原子力研究開発機構、(国研) 国立環境研究所

三 特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針等

1 国は、中小企業者の革新的な研究開発の促進を図るため、毎年度、新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(以下単に「個人」という。)に対して支出の機会の増大を図るべきもの(以下「特定新技術補助金等」という。)の交付に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、特定新技術補助金等の内容及び支出の目標その他当該目標を達成するために必要な措置に関する方針を定めるものとする。 (第三十四条の八第一項関係)

2 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して1の方針の案を作成し、閣議の決定を求め、その決定があつたときは、遅滞なく、1の方針を公表しなければならないものとし、1の方針の変更の場合も準用するものとする。 (第三十四条の八第二項から第四項まで関係)

3 国等は、特定新技術補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、1の方針に定められた目標を達成するよう努めなければならないものとする。 (第三十四条の八第五項関係)

4 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、特定新技術補助金等の中小企業者及び個人への支出の実績の概要を内閣総理大臣に通知するものとともに、内閣総理大臣は、その実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならないものとする事。

(第三十四条の九関係)

5 内閣総理大臣、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定新技術補助金等の交付に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者及び個人への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができるものとする事。

(第三十四条の十関係)

四 指定補助金等の交付等に関する指針等

1 国は、革新的な研究開発を行う中小企業者による科学技術・イノベーション創出の活性化を通じて我が国の国際競争力の強化その他の我が国における政策課題の解決を図るため、指定補助金等の交付その他の支援に関する指針を定めるものとする事。

(第三十四条の十一第一項関係)

2 1の指針は、次の事項について定めるものとする事。

イ 新技術補助金等のうち、1の政策課題の解決に資する革新的な研究開発の実施及びその成果の実用

化の促進を図るために国等が当該研究開発に関する課題を設定した上で当該課題に取り組む中小企業者及び個人に対して交付すべきものの基準に関する事項

ロ 指定補助金等に係る研究開発の効果的かつ効率的な実施を促進するために必要な指定補助金等の交付の方法に関する事項

ハ 国等による指定補助金等の交付を受けて開発された物品及び役務の調達その他の指定補助金等に係る成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

(第三十四条の十一第二項関係)

3 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して1の指針の案を作成し、閣議の決定を求め、その決定があったときは、遅滞なく、1の指針を公表しなければならないものとし、1の指針の変更の場合も準用するものとする。 (第三十四条の十一第三項から第五項まで関係)

4 国等は、1の指針に従って、指定補助金等に関する事務を処理するものとする。

(第三十四条の十一第六項関係)

5 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、指定補助金等に係る研究開発の成果の概要

を内閣総理大臣に通知するものとともに、内閣総理大臣は、その成果の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならないものとする。こと。
(第三十四条の十二関係)

6 指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に関する中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例を措置するものとする。こと。
(第三十四条の十三及び第三十四条の十四関係)

五 研究開発法人の追加(別表第一及び個別法関係)

研究開発等に係る業務等を行う独立行政法人のうち重要なものとして別表第一に掲げる研究開発法人に三つの法人(※2)を追加するとともに、これらの法人の個別法について所要の改正を行うこと。

※2 (独法) 国立特別支援教育総合研究所、(独法) 経済産業研究所、(独法) 環境再生保全機構

六 その他所要の改正を行うこと。

第三 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

初任給調整手当を支給する官職が必要とする知識について、「科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する高度な専門的知識」を「科学技術に関する高度な専門的知識」とすること。

(第十条の四第一項第三号関係)

第四 中小企業等経営強化法の一部改正

- 一 新技術補助金等及び特定補助金等に係る規定を削ること。

(目次、第二条第十六項及び第十七項、第三条第二項第四号並びに第六十一条から第六十六条まで関係)

- 二 その他所要の改正を行うこと。

第五 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正

- 一 「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」を「科学技術」とすること。
(第四条関係)
- 二 その他所要の改正を行うこと。

第六 国立研究開発法人理化学研究所法の一部改正

「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」を「科学技術」とすること。
(第三条関係)

第七 健康・医療戦略推進法の一部改正

健康・医療戦略推進本部に関する事務は、内閣府において処理するものとする。

(第二十七条関係)

第八 内閣府設置法の一部改正

一 所掌事務の追加

内閣府の所掌事務として、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項並びに医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務を規定するものとする。

(第四条第一項第十六号の二及び第十六号の三関係)

二 特別の機関の設置

内閣府の特別の機関として、科学技術・イノベーション推進事務局及び健康・医療戦略推進事務局を設置するものとする。

(第四十条関係)

三 科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務

科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の範囲及び組織等を規定するものとする。

(第四十条の四関係)

四 健康・医療戦略推進事務局の所掌事務

健康・医療戦略推進事務局の所掌事務の範囲及び組織等を規定するものとする。

五 その他所要の改正を行うこと。

第九 施行期日等

一 この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。

(附則第二条から第六条まで関係)

第十 関係法律の一部改正

その他関係法律の一部を改正すること。

(附則第七条から第九条まで関係)